

第 4 回添削問題 解答解説 (通関業法)

〔語群選択式〕 - 各問題 10 点 (2 点×5) -

第 1 問 イ - ⑬経営の基礎 ロ - ⑭資産内容 ハ - ⑩設備

ニ - ⑦人的構成 ホ - ②社会的信用 (通関業法 5 条、通関業法基本通達)

財務大臣は、通関業の許可をしようとするときは、その許可申請に係る通関業の（ イ ⑬経営の基礎 ）が確実であることを確認しなければならない。この場合における「（ イ ⑬経営の基礎 ）が確実である」とは、許可申請者の（ ロ ⑭資産内容 ）が充実し、収支の状況が健全であり、かつ、通関業務を営むための必要な（ ハ ⑩設備 ）が整っていることをいう。また、財務大臣は、許可申請者が、その（ ニ ⑦人的構成 ）に照らして、その行おうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な（ ホ ②社会的信用 ）を有するかどうかを審査しなければならない。

第 2 問 イ - ①営業所 ロ - ⑧種類 ハ - ⑨税関官署への提出年月日

ニ - ④作成 ホ - ⑥支出の総額 (通関業法 22 条)

1 通関業者は、通関業務に関して帳簿を設けなければならないこととされており、当該帳簿には、通関業者の通関業務を行う（ イ ①営業所 ）ごとに、その（ イ ①営業所 ）において取り扱った通関業務の（ ロ ⑧種類 ）に応じ、その取り扱った件数及び受ける料金を記載するとともに、その 1 件ごとに、依頼者の氏名又は名称、貨物の品名及び数量、通関業務に係る申告書の（ ハ ⑨税関官署への提出年月日 ）、その受理番号、通関業務につき受ける料金の額その他参考となるべき事項を記載しなければならない。

2 通関業者は、その取扱いに係る通関業務に関し税関官署に提出した輸入申告書の写しを、その（ ニ ④作成 ）の日後 3 年間保存しなければならない。

3 通関業者は、通関業務に係る事項を記載した報告書を毎年 1 回財務大臣に提出しなければならないこととされており、当該報告書には、その報告の対象となる期間中における通関業務に関する（ ホ ⑥支出の総額 ）及びその内訳を記載しなければならない。

第 3 問 イ - ②戒告 ロ - ⑪1 年 ハ - ⑥停止 ニ - ⑭2 年 ホ - ⑨禁止 (通関業法 35 条)

財務大臣は、通関士が通関業法又は関税法その他関税に関する法令の規定に違反したときは、当該通関士に対し、（ イ ②戒告 ）し、（ ロ ⑪1 年 ）以内の期間を定

めてその者が通関業務に従事することを（ ハ ⑥停止 ）し、又は（ ニ ⑭2年 ）間その者が通関業務に従事することを（ ホ ⑨禁止 ）する懲戒処分を行うことができる。

第 4 問 ア - ⑪通関業務 イ - ①営業所の名称 ウ - ⑥破産者 エ - ③執行 オ - ⑬3年
(通関業法 31 条及び同法施行令 13 条)

- 1 通関業者は通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いて、その（ ア ⑪通関業務 ）に従事させようとするときは、必要な事項を財務大臣に届け出て、その確認を受けなければならない。
- 2 この場合の必要な事項とは、以下の事項である。
 - a) その者の氏名
 - b) 当該業務に従事させようとする（ イ ①営業所の名称 ）
 - c) その者の通関士試験の合格の年度
 - d) その合格証書の番号等
- 3 しかしながら、確認を受けようとする者が、心身の故障により通関業務を適正に行うことが出来ない者として財務省令で定める者に該当する場合や、（ ウ ⑥破産者 ）であって復権を得ない者である場合、また、禁錮以上の刑に処せられ、その（ エ ③執行 ）を終わり、又は（ エ ③執行 ）を受けることがなくなった日から（ オ ⑬3年 ）を経過しない場合などは、その確認を受けることができない。

第 5 問 ア - ⑨納付すべき関税の額 イ - ⑥増加 ウ - ①計算又は転記の誤り
エ - ⑬保税展示場に外国貨物を入れることの承認 オ - ③検査指定票の交付
(通関業法 15 条、16 条)

- 1 税関長は、通関業者が他人の依頼に応じて行った納税の申告について、当該申告に係る貨物の関税率表の適用上の所属又は課税価格の相違その他関税に関する法令の適用上の解釈の相違に基因して（ ア ⑨納付すべき関税の額 ）を（ イ ⑥増加 ）させる更正を行う場合には、当該更正が（ ウ ①計算又は転記の誤り ）その他これに類する客観的に明らかな誤りに基因するものであるときを除き、当該通関業者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。
- 2 税関長は、通関業者の行う通関手続に関し、税関職員に（ エ ⑬保税展示場に外国貨物を入れることの承認 ）を受けようとする外国貨物に対する検査をさせるときは、その旨を当該通関業者に通知しなければならないが、当該通知は、口頭又は書面のいずれ

れでも差し支えないものとし、（ オ ③検査指定票の交付 ）をもってこれに代えることができる。

〔択一式・複数選択式〕 - 各問題 5 点 -

（※複数選択式では、選択した複数の解答のすべてが正解した場合のみ得点）

第 6 問 5

- 1 通関業法第 2 条 1 号イの(2)により、通関手続に該当する。
- 2 通関業法第 2 条 1 号イの(3)により、通関手続に該当する。
- 3 通関業法第 2 条 1 号イの(1)カッコ書きにより、通関手続に該当する。つまり、特例申告は、関税の確定に関する手続である。
- 4 通関業法第 2 条 1 号イの(1)の(一)により、通関手続に該当する。つまり輸出許可後の船名変更申請手続は、輸出申告の許可の内容に変更を及ぼす手続である。
- 5 通関業法 2 条に規定する通関業務に該当しない。

第 7 問 3、4

- 1 財務大臣が通関業の許可の際、審査委員の意見を聴かなければならないという規定はない。誤り。
- 2 通関業者（認定通関業者も含む）は、すべて営業所の所在地を管轄する税関の管轄地域にかかわらず、どこにおいても通関業務を行うことができる。誤り。
- 3 財務大臣は、営業所の新設の許可に条件を付すことができる（通関業法 3 条 2 項）。正しい。
- 4 認定通関業者の場合、新たに営業所を新設しようとするときは、財務大臣にその旨を届けることができ、当該届出が受理された時に営業所の新設の許可を受けたものとみなされる（通関業法 9 条）。正しい。
- 5 通関業許可申請書の法定記載内容に、営業所の電話番号というのはない。ただし、営業所ごとの責任者の氏名は、記載要件である。誤り。

第 8 問 2、4、5

- 1 設問のような者を欠格事由に該当する者とする旨の規定はない。
- 2 通関業法 6 条 4 号に規定する欠格事由に該当する。なお、①関税に関する一定の犯罪、②国税・地方税は脱罪の場合には、罰金刑若しくは通告処分により、③通関業

法違反の場合には、罰金刑により、それぞれ 3 年の欠格事由に該当する（通関業法 6 条 4、8 号）。

- 3 通関業法の規定に違反して通関業の許可を取り消された者であっても、その処分を受けた日から 2 年を経過すれば、欠格事由に該当する者ではなくなる（通関業法 6 条 8 号）。
- 4 精神の機能の障害により通関業務を適正に行なうに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行なうことができない者は、欠格事由に該当する（通関業法施行規則 1 条の 2）。
- 5 通関業法 6 条 6 号の規定より、欠格事由に該当する。2 年を経過すれば、欠格事由に該当する者ではなくなる。

第 9 問 5 （通関業法施行令 6 条）

- 1 特例輸入者承認申請書のみが通関士の審査を要する。
- 2 不服申立書のみが通関士の審査を要する。
- 3 関税更正請求書のみが通関士の審査を要する。
- 4 減却承認申請書も保税運送の承認に係る外国貨物運送申告者も、通関士の審査は不要である。
- 5 承入承認申請書も船（機）用品積込承認申告書も両方共、通関士の審査を要する。

第 10 問 3、4

- 1 通関業者が偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したときは、財務大臣は許可を取り消すことができる（通関業法 11 条 1 項 1 号）。許可が消滅するという本肢は誤り。
- 2 通関業者が通関業務を廃止（廃業）したときは、その許可を存続させることは適当でないので、廃業という事実の発生により、通関業の許可は当然に消滅する（通関業法 10 条 1 項 1 号）。誤り。
- 3 被相続人の死亡後 60 日以内にその承継について税関長に承継の承認申請を行わなければならない（通関業法 11 条の 2 第 2 項）。正しい。
- 4 通関業の休止は、通関業法 10 条及び 11 条に規定する許可の消滅原因及び取消し原因にも該当しない。正しい。
- 5 通関業者が破産手続開始の申立ての段階では、当該通関業の許可は消滅しない。申し立てに基づき、裁判所の破産手続開始の決定を受けると当該通関業の許可は、消滅する（通関業法 10 条 1 項 4 号）。誤り。

第 11 問 2、3、4

- 1 誤り。通関業者に料金の提示の義務はあるが（通関業法第 18 条第 1 項）、本問のような義務規定はない。
- 2 正しい。通関業法第 19 条の規定により正しい記述である。
- 3 正しい。通関業法基本通達 18 の規定により正しい記述である。
- 4 正しい。通関業法第 20 条の規定より正しい記述である。
- 5 誤り。通関士の記名押印のない申告書等は、それらの申告書等の効力に影響を及ぼさない（通関業法第 21 条）。

第 12 問 2、3、5

- 1 通関業者は、通関業法第 22 条 1 項（記帳、届出、報告等）に規定する帳簿に記載すべきこととされている通関業務 1 件ごとの明細の記載を、当該通関業務に関し税関官署又は財務大臣に提出した申告書の写しに所要の事項を追記することによって行うことができる。つまり、認定通関業者もそうでない通関業者もこのような取り扱いができる。誤り。
- 2 法人である通関業者は、当該通関業者の事業年度の終了後月以内に、その取扱いに係る通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した報告書を翌年 6 月 30 日までに財務大臣に提出しなければならない。正しい。
- 3 通関業者は、通関業務及び関連業務に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載しなければならない。正しい。
- 4 認定通関業者であっても、通関業務の従業者に異動があった場合には、その者の氏名及びその異動の内容に係る財務大臣への届出は行わなければならない。誤り。
- 5 通関業者は、通関業務に関し税関官署に提出した輸出申告書の写しを、その作成の日後 3 年間保存しなければならない。正しい。

第 13 問 1

- 1 「資本金」は「申請書記載事項」ではないので届出を要しない。
- 2 通関士を設置した場合は届出を要する（通関士の数の変更）。
- 3 「役員の破産」は欠落事由に該当するので届出を要する。
- 4 「通関業以外の事業」は「申請書記載事項」であるので、変更が生じた場合には届出を要する。
- 5 「役員の住所変更」は「申請書記載事項」の変更であるので届出を要する。

第 14 問 1、2、4、5

- 1 通関業法第 38 条第 1 項（報告の徴取等）の規定による職員の質問に偽りの答弁をした通関業者は、50 万円以下の罰金の刑に処せられることがある（通関業法 43 条）。正しい。
- 2 通関業法第 34 条第 1 項（通関業者に対する監督処分）の規定による通関業務の停止の処分に違反して通関業務を行った通関業者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金の刑に処せられることがある（通関業法 41 条）。正しい。
- 3 法人である通関業者の役員が、正当な理由がなくて、その通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らしたときは、当該役員は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金の刑に処せられることがある（通関業法 41 条）が、両罰規定ではなく当該法人に対し、罰金刑が科されることはない（通関業法 45 条）。誤り。なお、この罪は、告訴がなければ公訴を提起できない親告罪である。（通関業法 41 条 2 項）
- 4 通関業者という名称を使用した通関業者でない者は、30 万円以下の罰金の刑に処せられることがある（通関業法 44 条）。正しい。
- 5 通関業法第 33 条の 2（業務改善命令）の規定による財務大臣の業務改善命令に違反した者は、50 万円以下の罰金の刑に処せられることがある（通関業法 43 条）。正しい。

第 15 問 1

- 1 業務改善命令については、公告すべきものとはされていないため該当しない。
- 2 営業所の新設の許可に関する公告に該当する。
- 3 通関業者に対する監督処分に関する公告に該当する。
- 4 通関業の許可の消滅に関する公告に該当する。
- 5 通関業の許可の消滅に関する公告に該当する。